

仕 様 書

1 車種及び台数

軽 油

車 種	台 数
ごみ収集車 5台	10台
ダンプ車 2台	
連絡牽引車 1台	
パトロール車 2台	

レギュラーガソリン

車 種	台 数
軽ダンプ車 2台	2台

2 予定数量（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの分）

- ・軽 油（JIS・K2204-2号） 32,261 0
- ・レギュラーガソリン（JIS・K2202-2号） 2,224 0

3 納入場所

受注者の所管するガソリンスタンド

4 給油カード

- (1) 受注者は、車両1台につき1枚、給油用の磁気カードを作成しなければならない。磁気カードには、所属名及び車番（自動車登録番号）を記載するものとする。
- (2) 磁気カードは、発注者が保管する。
- (3) 給油に当たっては、本市職員の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、納品（給油の終了）の際、納品書を発注者に交付すること。
- (5) 給油の際、磁気カードに記載する登録番号の車両であることを確認すること。

5 代金の請求方法

代金は1か月ごと、品目ごとに請求すること。

(参考)

資源エネルギー庁のホームページアドレス

「<http://www.enecho.meti.go.jp/>」